

令和4年度自己点検・評価報告書

令和5年5月

広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻（法科大学院）

目次

I	本法科大学院の現況、目的及び特徴	4
1.	現況	4
2.	目的	4
3.	特徴	6
II.	自己点検・評価	8
1.	教育研究上の基本組織に関する基準【領域1】	8
	《基準1-1》 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること	8
2.	内部質保証に関する基準【領域2】	8
	《基準2-1》 内部質保証が有効に機能していること	8
	《基準2-2》 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること	9
3.	情報の公表に関する基準【領域3】	10
	《基準3-1》 教育研究活動に関する情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされている	10
4.	施設及び設備並びに学生支援に関する基準【領域4】	11
	《基準4-1》 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	11
	《基準4-2》 学生に対して、生活や進路、経済面での援助等に関する相談・助言・支援が行われていること	11
5.	学生の受入に関する基準【領域5】	12
	《基準5-1》 学生の受入が適切に実施されていること	12
	《基準5-2》 入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	13
6.	教育課程と学習成果に関する基準【領域6】	13
	《基準6-1》 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	13
	《基準6-2》 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	14
	《基準6-3》 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	15
	《基準6-4》 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	16
	《基準6-5》 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な修了判定が実施されていること	18
	《基準6-6》 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	18
7.	教育の国際性に関する基準【領域7】	20
	《基準7-1》 キャンパスの国際化及びグローバル人材育成の取組が、体系的に行われていること	20

8. リカレント教育の推進に関する基準（領域8）	21
《基準8-1》リカレント教育を推進するための工夫、社会人向けプログラム、初等中等教育との連携や生涯学習の取組が体系的に行われていること	21
Ⅲ 自己点検・評価の分析	22
1. 自己点検・評価の一覧	22
2. 評価結果に対する総評	22
3. 自己点検・評価を踏まえた対応措置及び実施計画.....	23
(1) 令和4年度の主な対応措置.....	23
(2) 令和5年度の対応措置の実実施計画.....	23

I 本法科大学院の現況、目的及び特徴

1. 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名 広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻
- (2) 所在地 広島県広島市
- (3) 学生数及び教員数（令和5年5月1日現在）
 - 学生数 70人
 - 教員数 51人

2. 目的

広島大学法科大学院は、知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに、高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な日本社会の構築に貢献することをその教育上の理念とし、以下のような法律専門家を養成することを目的としている。（教育理念・教育目標）

- ① 法律についての高度な専門的知識、状況に即応できる柔軟な思考力及びグローバルに活躍できる国際的な視野を有する実力ある法律専門家。
- ② 幅広い教養と高い倫理性及び専門職業人（プロフェッション）としての任務に対する深い自覚をもった人格高潔な見識ある法律専門家。
- ③ リーガル・サービスを必要とする社会各層の要請に対応し、人間と社会に対する深い関心・理解力・洞察力を備えた「社会生活上の医師」たる法律専門家。
- ④ 人の絆を大切にす対話力、人の心の痛みが分かる共感力及び人をリスペクトする包容力を備え、対話力に優れた法律専門家。

広島大学大学院人間社会科学研究科では、教職開発 又は実務法学における実践的プロフェッショナルを育成するため、以下のように教育課程を編成し、実施する（人間社会科学研究科カリキュラム・ポリシー）。

- ① 教職開発及び実務法学の現場で高度専門職業人として活動するために必要な専門的知識と能力の獲得を促すため、専攻分野に関連する専門科目を体系的に提供する。
- ② それぞれの現場における実践的な問題解決力を養うため、事例研究や課題研究など実践的研究に取り組む科目を提供する。

上記のように編成した教育課程では、講義、実技、演習等の教育内容に応じて、アクティブラーニング、体験型学習、オンライン教育なども活用した教育、学習を実践する。

実務法学専攻実務法学プログラム（法科大学院）では、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹実務に必要となる幅広い専門的学識とその応用能力、法曹実務の基礎的素養を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施するため、以下のような方針に基づき教育課程を編成している（実務法学専攻

カリキュラム・ポリシーより)。

- ① 少人数教育と「基礎」から「応用」への段階的かつ体系的な履修を可能にするカリキュラムの設定
(法律基本科目)
- ② 「理論と実務の架橋」を図るための実務系科目の「理論」から「実務」への段階的な配置(実務基礎科目)
- ③ 現代社会における多様な法的ニーズに対応するための科目群の配置(基礎法学・隣接科目、展開・先端科目)
- ④ 法曹としての責任感・倫理観を培い、専門的スキルを身につける科目の配置
- ⑤ 「平和を希求する精神」を養う教育の実施

広島大学大学院人間社会学研究科では、以下の能力を身に付け、所定の単位数を修得し、所定の審査に合格した学生に、課程に応じて「教職修士(専門職)、法務博士(専門職)」の学位を授与する(人間社会科学研究所ディプロマ・ポリシー)。

- ① 教職開発又は実務法学における諸課題の発見と解決のための優れた知性、研究力、対応力を有している。
- ② 高度専門職業人としての使命を自覚し、高い倫理観を有している。

実務法学専攻実務法学プログラム(法科大学院)は、豊かな人間性と幅広い専門的学識、自ら課題を発見し解決する能力を備え、自由で平和な持続的発展を可能とする社会の実現に貢献する人材を育成するとの広島大学の理念に基づいて、以下に掲げる学識と能力・素養を修得していることを確認し、修了認定を行い、「法務博士(専門職)」の学位を授与する(実務法学専攻ディプロマ・ポリシーより)。

- ① 高度の専門性と深い学識
法曹になるために必要な専門的学識(専門的な法律知識その他の学識)を紛争解決の場面に応用し、状況に応じて柔軟かつ適切に運用できる思考力と判断力を有していること。
- ② 将来の法曹としての実務に必要な専門的学識とその応用能力
法の定めや先例がない問題領域においても、事実即して具体的な法的解決策を分析し、専門的学識を発展させていく創造的な思考力と判断力を有していること。
- ③ 豊かな人間性と幅広い教養
充実した法的支援とサービスを提供する「国民の社会生活上の医師」として、優れたコミュニケーション能力とともに、社会や人間関係に対する洞察力と豊かな人間性を有していること。
- ④ 高度専門職業人たる法曹としての職業倫理
法曹としての責任感と十分な職業倫理を身につけ、法律に関する実務の基礎的素養を身につけていること。
- ⑤ 平和を希求する精神
高度専門職業人たる法曹として、自由で平和な国際社会の構築に貢献しようとするグローバルな視野や総合的な判断力を有し、その基礎的素養を身につけていること。

3. 特徴

広島大学における法学教育は、法学部の前身の政経学部が昭和 24 年の新制広島大学の誕生と同時に設置されて以降、脈々と受け継がれてきた。法学部は、昭和 52 年 5 月に、政経学部から経済学部と分離改組された。大学院については、昭和 47 年に大学院法学研究科（修士課程）が、昭和 61 年に大学院社会科学研究所（博士課程）が設置された。

本学は、「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承するとともに、平成 7 年、①平和を希求する精神、②新たな知の創造、③豊かな人間性を培う教育、④地域社会・国際社会との共存、⑤絶えざる自己変革、という理念 5 原則を打ち立てた。広島大学法科大学院は、建学の精神及び理念 5 原則に則り、平成 16 年 4 月、高度の法的素養を備えると同時に、多様な問題を適切に解決できる柔軟な思考力を持った法律家を育てることを目的として、独立研究科である大学院法務研究科として既存の大学院社会科学研究所法律学専攻を母体に設置された。

本法科大学院は、設立以来一貫してこの目的を達成するため、教育内容・方法として、基礎から応用へと段階的に進展する積み上げ方式のカリキュラムを構築し、少人数教育を徹底し、実務教育の充実を図るとともに、入学前事前指導を実施し、双方向授業を導入する等、教育方法の改善を重ねている。

特に教員と学生との距離感を縮め、教員室を気軽に訪ねて質問したり学修上の助言を求めたりする学生に速やかに対応している点は、本法科大学院の大きな特徴である。学生 1 人に対して教員 2～3 人をチューターとして配置し、学修のみならず学生生活全般にわたる個別指導を行うとともに、法科大学院長等による個々の学生の学修の到達状況を確認し学修プラン等を助言する面談を実施するなど、きめ細かい教育指導を実践している。さらに、平成 17 年に大学院法務研究科の附属リーガル・サービス・センターとして設置し、令和 2 年に研究科再編に伴って人間社会科学研究所の附属となったリーガル・サービス・センターでは、弁護士が市民から無料法律相談等を受け付けるとともに、相談への陪席や模擬法律相談への参加により学生に法曹実務の一端を体験させる実務教育を行っている。また、出張授業等により、中四国の法律系学部学生に法曹への動機付けを与える教育を実践している。

本法科大学院では、これまで 205 人が司法試験に合格し、その多くが、広島県及びその周辺において、法曹実務家として活躍しているほか、法律知識を生かして官公庁や企業にも進出している。他方で、司法試験合格率が全国平均に届かない状況が続いていることから、抜本的な教育改革を実行するために、平成 28 年 10 月に神戸大学法科大学院との教育連携協定を締結し、その支援を受けて教育・組織改革、カリキュラム改編や教育手法の改善等に取り組んでいる。

平成 29 年 4 月、広島大学は、新たな長期ビジョンである **SPLENDOR (Sustainable Peace Leader Enhancement by Nurturing Development of Research) PLAN 2017** を、ミッションとして『『持続可能な発展を導く科学』を確立し、多様性をはぐくむ自由で平和な国際社会の実現』を策定し、そのための人財養成を目指すこととした。そして、この人類的課題に取り組むため、令和 2 年 4 月、広島大学は、大学院法務研究科を含む文系の 6 研究科を再編し、大学院人間社会科学研究所に統合した。この統合は、広島大学が、中四国地方の中核大学として、他分野の専門家と価値を共有し、協働して課題に取り組むことを主たる目的として行われ、この統合により、本法科大学院は、大学院人間社会科学研究所実務法学専攻

という研究科の中の一専攻に改組された。

大学院人間社会科学研究所には本法科大学院及び教職大学院の二つの高度専門職業人養成課程が統合されたが、これは、国内外の諸課題に適切に対応できる高度で専門的な知識・能力を涵養することを目的として行われた。したがって、知的・精神的に強靱な資質と高度な法的学識・能力を備えるとともに、高い倫理観をもち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成し、もって法の支配の貫徹した公正な社会の構築に貢献するという、本法科大学院の教育理念は今後も維持される。

令和3年3月、本法科大学院と本学法学部が締結した法曹養成連携協定が文部科学大臣から認定を受け、本学でも法曹養成連携教育を開始した。

また、令和3年度に、本学は、本法科大学院がある東千田キャンパスを「法曹養成を核とした人文社会科学系の新たな拠点」とすることを決定し、令和5年4月には、本学法学部が東広島キャンパスから東千田キャンパスへ移転し、授業を開始している。

法曹養成連携協定の締結と本学法学部の移転により、本法科大学院は今後、学部との連携をより一層強め、「法曹養成を核とした人文社会科学系の新たな拠点」としての機能を強化するとともに、専門職大学院としての教育責任を果たし社会の期待に応えるべく、これからも鋭意、改革・改善の努力を重ねていく所存である。

Ⅱ. 自己点検・評価

1. 教育研究上の基本組織に関する基準【領域1】

《基準1-1》 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

[分析項目1-1-1] 教授会等が教育活動にかかる重要事項を審議するための必要な活動を行っていること

【自己評価】 ⑤十分に適合する

教員会については、広島大学大学院人間社会科学研究科運営内規及び広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻教員会細則に基づき、適切に整備されている。

また、法科大学院の運営に係る総務、人事、財務等の業務や、教員の教育研究活動支援に関すること、学生支援及び教務・入試に関することは、東千田地区支援室において行っているが、このことは、広島大学の業務組織及び業務分掌に関する規則において適切に定められている。

2. 内部質保証に関する基準【領域2】

《基準2-1》 内部質保証が有効に機能していること

[分析項目2-1-1] 自己点検・評価を行う上で必要な情報を体系的、機械的に収集・分析する取り組みを、学部ないしはプログラムにおいて実施し、検証のうえ、その取り組みが効果的に機能していること

【自己評価】 ④適合する

本学では毎年度教育プログラムごとに作成する自己点検・評価書である「年次報告書」の作成にあたり、教育本部教育質保証委員会において、数値的なエビデンスとして有効と考えられる「共通データ」を作成・提供し、各教育組織はそれらのデータを踏まえた自己点検・評価を行っている。また、全学評価委員会が毎年度実施する部局組織評価においては、教育評価で「年次報告書」を活用している。令和4年度分の評価からは、本法科大学院では、これに「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において使用している指標も用いて、自己点検・評価を実施し、改善・向上のための取組を実施した上で「自己点検・評価報告書」を作成している。

【特記事項】

令和4年度、本法科大学院の評価委員会において、過年度の司法試験合格率、共通到達度確認試験の結果、標準修業年限修了率、原級留置率その他の具体的かつ客観的な情報・指標を体系的、機械的に収集・分析し、教員会及びFDにおける検証の結果を受けて、3年次カリキュラムを一部改正する等の改善・向上の取組を実施し、専門的能力の応用能力を積み上げ方式によって涵養する科目を整備した。

[分析項目2-1-2] 学生・修了生を含む関係者から意見を体系的・継続的に収集・分析することを行い、その意見を反映する取り組みを行なっていること

【自己評価】 ⑤十分に適合する

本法科大学院では、学生・修了生を含む関係者から意見を体系的・継続的に収集するため、授業評価アンケート、チューター教員による学生面談、専攻長・副専攻長等による学生面談、学生と教員による懇談

会、専攻長・学生修了生支援委員長による修了生面談及び教育課程連携協議会を定期的に開催することにより、また広島弁護士会運営支援委員会に本法科大学院専攻長・学務委員長が毎月参加することにより、関係者の意見を体系的・継続的に収集・分析する体制を整えている。収集された意見は、司法試験・共通到達度確認試験・学内定期試験の結果等とともにFDにおいて分析・検証し、教育の質及び学修成果の改善・向上を図っている。

【特記事項】

令和3年度の教育本部教育質保証委員会による年次報告書の評価において、本分析項目は、学生指導の点においてとくに優れているとの評価を受けている。

令和4年度においては、学生と教員による意見交換会を年2回実施したほか、チューター教員による個別学生面談、及び専攻長・副専攻長による個別学生面談を実施した(学生一人当たり年間延べ4回実施)。修了生については、専攻長及び学生修了生支援委員長による修了生面談を実施し、司法試験合格のための学修環境の整備や学修支援の在り方に関する意見を収集・分析している。教育課程連携協議会のメンバーには、本学修了生で法科大学院教育にも詳しい2名の弁護士がおり、後輩弁護士との交流も深いことから、修了生弁護士の現状とともに、養成すべき弁護士像の意見を収集する機会となっている。

令和4年度、教員相互の授業参観は再開に至らなかったが、オンライン授業の録画データを視聴できる体制を整え、広島弁護士会所属弁護士による授業参観が実施され、学期末の拡大FDにおいて資料の分析・検討が行われた。オンライン実施されている授業評価アンケートについては、回答率の向上に向けFDにおいて改善策を検討した。

《基準2-2》組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

[分析項目2-2-1] 成績評価や学生指導について教員会等で情報共有を図り改善していること

【自己評価】 ⑤十分に適合する

成績評価については、個々の科目における担当教員による評価結果を、専攻長室会議でのチェックを経て、教員会で全教員による確認・審議の上で確定している。その際、各授業科目の担当教員から個々の学生について学修の進捗状況について情報提供がなされ、特に指導にあたって留意が必要な学生については、全教員で指導方針や対応策を協議している。授業評価アンケートをはじめとした学生らの意見も、学生指導のあり方を議論するうえでの参考とし、改善に活かしている(分析項目2-1-2参照)。定期試験問題についても、複数の教員でチェックし、意見交換を経た上で作成している(分析項目6-4-3参照)。年2回のチューター教員による学生面談、専攻長・副専攻長による学生面談、及び客員教員・補助教員(リーガルフェロー)も交えたFD等を通じて得られた情報をもとに、在学期間の記録を作成し、共有すべき情報については教員会で全教員に共有している(分析項目2-1-2参照)。

【特記事項】

令和3年度の年次報告書の評価において、本分析項目は、試験問題作成や成績評価が複数教員のチェックを経て行われる点においてとくに優れているとの評価を受けている。

神戸大学法科大学院との教育連携協定に基づき連携協議会を開催し、相互の授業参観、試験問題等の検討・検証、合同FDの実施、入学予定者事前学修課題の検証等の取組を実施している。

[分析項目 2-2-2] 大学、学部、プログラム等において開催される FD 研修会などに参加し、その内容を教員会等で共有して、教育・研究の改善に役立っていること

【自己評価】 ④適合する

本法科大学院では、教育の質を確保し、維持・向上を図るため、毎月開催する FD 及び学期末に客員教員・補助教員（リーガルフェロー）も出席して開催する拡大 FD において、教育活動の状況に関する具体的な諸指標・数値の分析・検討を通じて各種の情報・問題意識を共有し、対応措置を検討・検証している。教員数の多い民事法分野では、複数教員が担当する授業について民事教員会議を毎週実施し、学生の情報交換や授業のテーマや手法について、議論を行っている。このほか、法科大学院の研究者教員・実務家教員と広島高裁・地裁・家裁の裁判官が「大学・裁判所合同研究会」を開催し、10年以上にわたって継続的に法律問題を共同研究している（令和4年度はコロナ渦のため実施を見送った）。

【特記事項】

令和4年度、法科大学院協会や日本弁護士会連合会等が実施する学外の研修会に教員が積極的に参加し、そこで得た情報を教員会でフィードバックした。神戸大学法科大学院との教育連携においても相互に教育手法の検証を行ったほか、神戸大学法科大学院と大阪大学法科大学院が連携して開催した憲法の教育手法に関する FD に、本学の教員2名が参加し、本法科大学院の FD においてもその改善・向上の取組を全教員で共有し、教育方法の改善に役立てた。

補助教員（リーガルフェロー）による学修指導ゼミは128回実施された。補助教員（リーガルフェロー）は、学期末に開催された拡大 FD に出席し、授業と課外指導の内容及び方法の改善について、教員とともに組織的に検討した。従来、神戸大学・広島大学の法科大学院を修了した若手弁護士が補助教員（リーガルフェロー）に就任してきたが、令和4年度、広島大学法学部・予備試験合格の経歴を有する弁護士1名、及び東京大学法科大学院を修了した弁護士1名が新たに補助教員（リーガルフェロー）に就任し、多様な経歴のリーガルフェローが課外指導を担当することになった。

3. 情報の公表に関する基準【領域3】

《基準3-1》 教育研究活動に関する情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされている

[分析項目 3-1-1] 学部、学科、プログラム等の目的、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていること（教職員及び学生含む）

【自己評価】 ④適合する

本法科大学院では、目的、学位授与方針、教育課程方針及び入学者受入方針を具体的かつ明確に設定し、ウェブサイト及び学生募集要項等を通じて公表するとともに、自己点検及び評価の結果を記載した「自己点検・評価報告書」をウェブサイトで公表している。また、全教員の情報を「広島大学研究者総覧」としてウェブサイトで公開するとともに、毎年発行する紀要「広島法科大学院論集」（令和5年3月に第19号を刊行）の末尾において、全教員の毎年度の教育研究活動及び社会貢献等の状況を詳細に掲載し、教育研究活動に関する情報の公表に努めている。

【特記事項】

令和2年4月、本法科大学院が人間社会科学研究所の実務法学プログラムとして再編されたことにより、本学のウェブサイト上の情報公開が一部適切に更新されなかったが、その後情報を更新することにより、令和4年度において当該問題は改善された。

4. 施設及び設備並びに学生支援に関する基準【領域4】

《基準4-1》 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

[分析項目4-1-1] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること

【自己評価】 ④適合する

法科大学院の運営に必要な施設及び組織が整備され、有効に活用されている。

【特記事項】

令和3年度から4年度にかけて全自習室をリニューアルし、自習机を幅の広い机に入れ替えるなどによりフィジカルディスタンスの確保はもとより、車椅子が全ての自習机に直接アクセスできる学修環境を整備したほか、教室の映像・音響設備の改善を行い、オンライン・ハイブリッド授業及びその録画・配信に対応することができる設備を導入した。

《基準4-2》 学生に対して、生活や進路、経済面での援助等に関する相談・助言・支援が行われていること

[分析項目4-2-1] 学生への履修指導、学習、生活面、経済面等に対する支援が適切に行われていること

【自己評価】 ④適合する

学生に対する学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談、助言、支援のための体制が整っており、実際に支援が行われている。学習に関しては、入学予定者事前指導、学務委員による履修指導、補助教員（リーガルフェロー）による学修指導ゼミの開講、チューター教員による学生面談、専攻長・副専攻長による学生面談の制度、加えて東千田地区支援室の学生支援担当による諸相談により、学習相談及び支援の体制を整備しており、令和4年度においても、必要な支援を行った。学生の生活、経済、進路に関しては、本学の全学的な支援体制を法科大学院でも利用可能であり、教育学習支援センター、ピアサポートルーム、情報メディア教育研究センター、グローバルキャリアデザインセンター、アクセシビリティセンター、ライティングセンター、保健管理センター、LGBT等に関する相談窓口、ハラスメント相談室及び学生のためのなんでも相談室での相談が可能となっている。

【特記事項】

本法科大学院独自の奨学金・奨学制度として、「広島大学法科大学院奨学金（入学時）」、「広島大学法科大学院奨学金（TKC模試）」、「広島大学 Law School Next Step 奨学金」のほか、広島弁護士会の協力で奨学金を支給する「ロースクール奨学金広島」の制度が整備されている。奨学金の整備に関し、年次報告書の評価ではとくに優れている項目と評価された。

[分析項目4-2-2] 障害のある学生、留学生、その他特別な支援を要する学生に対する生活支援等を行う体制を整え、実施していること

【自己評価】 ④適合する

障害のある学生及び特別な支援を要する学生に対する生活支援等は、修学上のアクセシビリティ（学びやすさ）に関する調整、配慮、支援を行うアクセシビリティセンターを設置して対応している。具体的には、筆記通訳支援、学生メンター制度、教育プログラムごとの支援委員制度といった諸制度を運用している。

留学生は、現在、法科大学院には在籍していないが、東千田地区支援室に国際担当を配置するなど、受け入れ体制は構築している。

5. 学生の受入に関する基準【領域5】

《基準5-1》 学生の受入が適切に実施されていること

[分析項目5-1-1] 入学者受入方針に沿った、適切な体制により受入が行われていること

【自己評価】 ⑤十分に適合する

アドミッション・ポリシーに定めるとおり、本法科大学院は、入学者に求める適正及び能力を明確に示し、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確に示し、法学既修者の選抜に関して、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示している。広島大学法科大学院ウェブサイト「入学試験実績」に掲載しているとおり、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜試験（詳細は募集要項で確認可能）を公正かつ適正に実施し、適切な学生の受入が実施されている。

【特記事項】

本法科大学院は、入学者受入方針を改定し、入学者に求める適性及び能力を的確かつ客観的に評価し判定するための評価方法、及び法学既修者に求める学識について具体的かつ明確に記載した。また、令和4年度から、法曹コース修了者を対象とする特別選抜（開放型）を開始し、学生の受入を実施した。

[分析項目5-1-2] 入学者受入方針に沿った、学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取り組みを行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること

【自己評価】 ⑤十分に適合する

本法科大学院では、教員会及び入試委員会において、継続的に、学生の受入状況について検証し、その結果を入学者選抜の改善に役立てている。

【特記事項】

本法科大学院は、令和4年度、従来の入試選抜の筆記試験（資質確認・小論文・法律科目試験）及び学生の受入状況について検証し、入学者選抜の方法を改善するため、令和5年度に実施する入学試験から資質確認試験を廃止することを決定した。また、香川大学法学部とも法曹養成連携協定を締結するとともに、広島大学法学部との法曹養成連携協定を変更し、開放型の特別選抜に加えて5年一貫型の特別選抜を開始することとした。

《基準5-2》 入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

[分析項目5-2-1] 入学者数が入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないこと

【自己評価】 ④適合する

本法科大学院の在籍者数は収容定員を大幅に下回る状況にはなっておらず、実入学者は入学定員を大幅に下回る状況になっていない。入学者数の規模及び競争倍率は、適正な規模または倍率に近づいている。

【特記事項】

本法科大学院は、令和4年度の入学者数が入学定員を充足し、令和4年度に実施した入学者選抜では前年度を超過する数の志願者を集め、入学者数の規模及び競争倍率は、適正な規模または倍率に近づいている。

6. 教育課程と学習成果に関する基準【領域6】

《基準6-1》 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

[分析項目6-1-1] 教育課程の編成及び授業科目の内容が、体系的を有しており、授与する学位に相応しい水準となっていること

【自己評価】 ⑤十分に適合する

本法科大学院は、学位授与方針において、学生が身に付けるべき学識及び能力並びに素養についての目標を、法科大学院の目的を踏まえて具体的かつ明確に定め、教育課程方針においては、①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示している。教育課程の編成及び実施の内容は、学位授与方針に定められた学識及び素養を学生が獲得できるものとなっており、教育課程方針は学位授与方針と整合性を有している。各授業科目について到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっている。

【特記事項】

本法科大学院は、令和4年度、司法試験及び共通到達度確認試験の結果を検証し、司法試験合格率及び共通到達度確認試験の成績を改善するために、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを改定し、学生が身に付けるべき学識及び能力並びに素養についての目標を具体的かつ明確に定めた。本法科大学院は、1年次から3年次までのカリキュラムにおいて、学識及び能力並びに素養を段階的かつ体系的に修得できるように教育課程を編成しているが、令和4年度に3年次カリキュラムを一部変更してプロセスとして応用能力を涵養する課程として編成し、他方で、学修成果の評価方法及び学習状況の把握方法を具体的に示し、応用能力等の段階的かつ体系的な修得を明確化することにより、司法試験合格率の改善を図った。

【分析項目 6-1-2】学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること

【自己評価】（省略：本法科大学院では学位論文の作成は課していない。）

《基準 6-2》学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【分析項目 6-2-1】教育課程の編成・実施方針に基づいて教育課程が体系的に編成されており、分野の教育に相応しい授業形態や学習指導方法等（研究・論文指導など）が整備され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

【自己評価】 ⑤十分に適合する

本法科大学院は、教育課程方針において明確かつ具体的に示される教育課程の編成の方針に従って教育課程を段階的かつ体系的に編成し、かつ、学位授与方針及び教育課程方針に則して授業科目を開設し、シラバス及びカリキュラム・ツリーによって学生に示している。学生が修了するためには、既修コース 77 単位・未修コース 99 単位の履修が必要となるが、法律基本科目の基礎科目（30 単位）、法律基本科目の応用科目（40 単位）、法律実務基礎科目（17 単位）、基礎法学・隣接科目（10 単位）及び展開・先端科目（27 単位）のそれぞれが開設されており、法科大学院として適切な状況にある。法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成され、法律基本科目の履修状況に応じた適切な時期に、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されている。展開・先端科目として、倒産法、租税法、知的財産法、労働法及び国際関係法（私法系）を開設している。シラバス記載の通り、授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、シラバス及び履修指導により授業の方法及び内容が学生に対して明示されている。授業の方法について、授業科目の性質及び到達目標に応じて、どのように授業を実施するのかについては、教育課程方針に示し、かつ、FD において、教務上の決定事項、授業の実施までの準備、成績評価の方法等について組織的に統一し、各教員に対し周知されている。

本法科大学院は、少人数制（1 学年約 20 名）の法科大学院であり、授業を行う学生は少人数が基本となっている。各授業科目における授業時間の設定は、2 単位科目で 100 分×15 回、1 単位科目で 100 分×8 回の授業と 1 回の期末試験等の実施を基本としており、法令に則したものとなっている。授業期間は、期末試験を含む正規の授業期間の他に、「模擬裁判」、夏期のエクスターンシップの期間を合算することにより年間 35 週以上確保されている。各授業科目の授業期間は、2 単位科目で 15 週、1 単位科目で 8 週にわたるものとなっており、このほかに 1 回の期末試験等の実施を基本として授業を実施している。また、1 年次 36 単位、2 年次 36 単位（エクスターンシップを履修する者は 37 単位）、3 年次 44 単位の履修登録の上限が設定されており、関係法令に適合している。

【特記事項】

令和 4 年、本法科大学院は、司法試験合格率、共通到達度確認試験の結果及び標準終了年限修了率等の指標と法科大学院の成績を検証し、段階的かつ体系的な課程の編成を改善することによって修了に必要な単位数を変更し（既修コース 77 単位・未修コース 99 単位）、令和 5 年に入学する学生から修了要

件を適用した。カリキュラムは令和4年度から変更して、在学中受験に対応できる時間割とした。

《基準6-3》学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

[分析項目6-3-1] 学生のニーズに応え得る履修指導・学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること

【自己評価】 ⑤十分に適合する

早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、法学未修者、社会人学生等、多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した学修指導が行われている。多様なバックグラウンドを持った学生が入学することに対応するため、本法科大学院は、チューター教員制度を設け、年2回の面談を実施するほか、専攻長・副専攻長による面談を年2回実施し、多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した個別的な学修指導を行っている。また、共通到達度確認試験結果が全国平均に満たない学生については、専攻長面談を実施し、多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した個別的な学修指導を行っている。面談を実施した場合、面談記録を作成し、必要に応じて全教員が確認することにより、配慮を要する学生の情報を共有する体制をとっている。

【特記事項】

本研究科附属のリーガル・サービス・センターの専任スタッフとして、法律相談の受付事務、相談事例の整理、データ蓄積、授業科目「リーガル・クリニック」の講義の事前教育のサポート等を行う法学修士号を有する特任助教を1人配置している。また、本法科大学院修了者及び神戸大学法科大学院修了者の若手弁護士並びに本法科大学院を修了した司法修習生を「リーガルフELLOW」として、在学生及び法務研修生を対象に文書作成指導や法律基本科目を中心とした弱点補強のための演習（学修指導ゼミ）を実施している。さらに、広島弁護士会により、夏季休業中にサマースクールとして実践的な法的思考を獲得する場を設けている。その他、入学予定者に対する事前個別学修指導も、本法科大学院における学修に円滑に入っていけるための支援体制の一環である。なお、学生の学修をサポートするために、令和2年度からの新しい試みとして、学習用のビデオを作成し、希望者に貸し出している。

[分析項目6-3-2] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること

【自己評価】 ⑤十分に適合する

本法科大学院は、① 法律についての高度な専門的知識、状況に即応できる柔軟な思考力及びグローバルに活躍できる国際的な視野を有する実力ある法律専門家、② 幅広い教養と高い倫理性及び専門職業人（プロフェッション）としての任務に対する深い自覚をもった人格高潔な見識ある法律専門家、③ リーガル・サービスを必要とする社会各層の要請に対応し、人間と社会に対する深い関心・理解力・洞察力を備えた「社会生活上の医師」たる法律専門家、④ 人の絆を大切にする対話力、人の心の痛みが分かる共感力及び人をリスペクトする包容力を備え、対話力に優れた法律専門家を養成することを目的とし、それぞれに対応した授業科目を展開し、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに対応する科目を開講している。

【特記事項】

修了者が一般企業の法務部門で法律の知識を生かして働くことができるように、企業への就職支援策

に取り組んでいる。例えば、関西地方の企業による企業説明会や、当該企業の協力のもと、1週間のインターンシップへの派遣、また、地元企業の法務部門の担当者等による、本法科大学院生のために開催していただく法務セミナーがある。(令和4年度はコロナ禍のため実施を見送った。)

また、平成31年度に、法曹養成教育の充実を図ることを目的として設置した「教育課程連携協議会」の構成員には、地元企業や県外の企業、広島県の関係者にも加わっていただいております。年に1～2回開催する協議会の際には、本法科大学院修了者の就職についての現状を説明し、修了者の受入に関する理解を深めてもらうよう取り組んでいる。

さらに、本法科大学院は、名古屋大学がアジア各国の大学に設置した「日本法教育研究センター」の事業に関連して、「日本法」や「アジア法整備支援」に関する交流を行う「日本法教育研究センター・コンソーシアム」に加入している。このコンソーシアムの活動の一つには、「次世代の法整備支援・司法外交」を担う人材育成があり、センターが主催するアジア法整備支援に関連するセミナーや、日本法の講師体験事業については、本学の学生にも参加をよびかけており、大学院修了後も視野に入れた活動への関心を深める取り組みを行っている。

その他にも、本法科大学院が会員となっている法科大学院協会から案内のある、特に法曹関係の就職に係るセミナーの案内なども、学生向けの電子掲示板を通じ広報している。なお、韓国・中国の財産権移転に関する法制度、家族法、労働法について、日本法との比較法的な観点から検討する授業科目「アジア法1」「アジア法2」を開講しているが、これも、修了生の活動の可能性を広げるための、特色ある取組みとして位置づけることができる。

[分析項目6-3-3] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整え、実施していること

【自己評価】 ⑤十分に適合する

障害のある学生に対してはアクセシビリティセンター会議委員・同支援委員を配置し、各プログラムがアクセシビリティセンターと連携して、必要な修学支援を行っている。

《基準6-4》教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること

[分析項目6-4-1] 分野の教育方針に照らして成績評価や単位認定の基準が適正に設定されていること

【自己評価】 ⑤十分に適合する

令和4年度末に成績評価基準について組織として改定し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーと整合的なものとして定めた。

【特記事項】

令和4年度末に全学の成績評価基準が改定され、本法科大学院も、全学成績評価基準改定に併せて成績評価基準を改定した。

[分析項目6-4-2] 成績評価基準を学生に周知していること

【自己評価】 ⑤十分に適合する

本法科大学院は、成績評価基準をウェブサイトで掲示する方法により学生に周知している。成績評価に

当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等については、シラバスに記載して学生に周知している。成績評価基準や成績評価の方法は、学生便覧等をウェブサイトで公表し、かつ、履修指導を行って学生に周知している。

〔分析項目 6-4-3〕 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること

【自己評価】 ⑤十分に適合する

成績評価については、カリキュラム・ポリシーに定められた学習成果の評価の方針に則り、各授業科目の到達目標を踏まえて成績評価及び単位認定が行われ、この単位認定については、教員会において組織的に点検している。本法科大学院では、各科目における試験の実施にあたり、試験問題を複数の教員がチェックし、必要に応じて修正を行うなどしているほか、採点に際しても受験者の匿名性を確保するため答案用紙には学生番号のみを記載させる（氏名は記載しない）こととするなど、成績評価が公正・厳格かつ客観的に行われるよう配慮している。各科目の成績評価及びそれに基づく単位認定に際しては、教員会において、全学生の全科目の得点及び GPA 並びに各科目の秀・優・良・可・不可の人数及び平均点が一覧で示された資料をもとに、全教員により、内容を審議した上で、最終的な認定を行っている。追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮している。再試験は実施していない。成績の異議申立てについては、成績に関する異議申立てを受け付ける窓口、受付後の対応の手順、様式等が、授業担当教員等の個人による対応ではなく、組織的に手続きが進められるよう、規則を制定している。成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）は、適切に保管され、検証できる状況にある。法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定は、法令に従い規則によって定めている。他の大学院において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定については、法令に従い規則によって定めている。

【特記事項】

令和4年度においても、本法科大学院教員会において成績分布を確認し、成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて組織的に確認した。令和4年度において、本法科大学院の学生から、成績分布が著しく下方に偏り、ハラスメントが存在することを主張して本学本部・ハラスメント相談室等に対して電話相談がされたため、本法科大学院教員会は、成績評価検証委員会を立ち上げ当該科目の成績評価を検証するとともに、ハラスメントの存否については、本法科大学院から独立した本学ハラスメント相談室所属の弁護士に対し、更なる調査の必要性等について検証を依頼した。ハラスメントについては伝聞の主張にすぎず存在が認められなかったが、成績評価の著しい下方偏在については教員会において成績評価基準に照らして問題とされたため、当該科目については、授業及び期末試験をやり直すことにより、厳格かつ客観的な成績評価及び単位認定が行われるよう組織的に対応し、受講生の不安に配慮した。本件対応は、成績評価及び単位認定の厳格性及び客観性を担保するために、学長以下、全学的に対応したものであり、文部科学省に報告し、神戸大学法科大学院との連携協議会において検証を受ける等、その公正性及び妥当性を確保するための手続を経ている。

《基準 6-5》大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な修了判定が実施されていること

[分析項目 6-5-1] 学位論文等、修了認定に係る評価基準が策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で修了認定が実施されていること

【自己評価】 ⑤十分に適合する

本法科大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに則して広島大学大学院人間社会科学研究科細則において修了要件が規定されている。修了認定は、実務法学専攻教員会において、実務法学専攻運営教員会細則に基づき、修了要件を満たしているかどうかの審議を行っている。学位は、広島大学大学院規則、広島大学学位規則に基づき、学長が授与する。修了要件については、学生便覧で学生に周知するとともに、新入生ガイダンス及び履修指導において説明を行った。

【特記事項】

令和4年度、司法試験合格率、共通到達度確認試験の結果、標準修業年限修了率及び留年率等の指標を検証し、それらの指標を改善するため、修了要件を変更し、令和5年度入学者から適用することとした。

《基準 6-6》大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

[分析項目 6-6-1] 進学や就職等の進路の状況から学習成果が認められること

【自己評価】 ⑤十分に適合する

司法試験の合格実績（後述 6-6-2 参照）に対応して、本法科大学院修了生で法曹として活躍する者も着実に増加してきている。現在、本研究科修了の弁護士は広島弁護士会には 97 人が、中四国地方の弁護士会では 125 人が登録している（令和4年5月末時点）。多くの修了生の実務経験が 10 年に達し、各弁護士会の諸委員会活動等において権利保護や法意識の啓蒙等の中核的な役割を担い、教育目標である「社会生活上の医師」としての役割を果たしている。なお、昨今は、全国規模で展開する法律事務所に勤務する修了生及び首都圏、関西や九州・沖縄で弁護士登録する修了生、並びに企業内弁護士として企業で勤務する者も増えており、弁護士活動の場が拡大する傾向にある。なお、本法科大学院修了生で司法試験合格に至らなかった者についても、官公庁や民間企業に就職して、何らかの形で法実務に従事している。

【特記事項】

一時は、未修者コース修了者の司法試験合格率が高いのが、本法科大学院の大きな特徴であった[平成30年 29.4%（全国平均 15.5%）令和元年 31.8%（全国平均 15.6%、【全国2位】）であった]。しかしながら、令和2年度以降、未修者コース修了者の合格率が全国平均を下回っており、未修者教育に係るオンラインシンポジウムに複数名の教員で参加するなど、危機感を持って教育に取り組んでいる。

[分析項目 6-6-2] 教育分野で求められるスキルの伸長度、修了や資格取得の状況から学習成果が認められること

【自己評価】 ④適合する

1. 加算プログラムの KPI を用いた教育成果の分析・検討

令和3年度加算プログラムの総合評価結果は A+ 評価であった。各取り組みの KPI 実績値は、①法学未修者司法試験合格率（1年内）50%、②法学未修者標準修業年限修了率 33.3%、③司法試験合格率（修了1年内）50%、④標準修業年限修了率 41.7%、⑤企業等へ就職した修了生数（過去5年間累積）7名であり、すべてが A 評価を受けた。令和4年度の FD 会議においては、KPI②に対する課題が指摘・共

有され、中教審大学分科会法科大学院等特別委員会における未修者教育の充実に関する議論・対応策を参考に、令和4年度から未修者教育の充実・改善に取り組むこととした。

令和4年度加算プログラムの総合評価結果はB評価であった。各取り組みのKPI・評価は、①法学未修者司法試験合格率（1年内）－（該当者なし）・A評価、②法学未修者標準修業年限修了率0％・C評価、③司法試験合格率（修了1年内）40％・B評価、④標準修業年限修了率29.4％・B評価、⑤企業等へ就職した修了生数（過去5年間累積）10名・A評価であり、②③④のKPIが前年度より低下した。FDにおいて、とりわけ未修者教育及び標準修業年限修了率の問題分析・改善策について議論され、中教審大学分科会法科大学院等特別委員会における未修者教育の充実に関する議論・対応策を参考に、令和5年度から未修者向け授業科目の充実・改善策を実施することとした。

2. 標準修業年限修了率の分析・検討

標準修業年限修了率の改善については、①厳選した具体的な到達目標・成績評価基準を学生に公表し、②反転授業等ICTを活用した方法を導入して「らせん型」の法的能力修得過程に慣れるよう工夫を施した未修者教育の改善が実施され、③学生面談により法科大学院執行部、チューター教員、科目担当教員、学修指導ゼミ担当補助教員（リーガルフELLOW）が、学生と十分な意思疎通を図り連携できる体制を維持強化され（学生カルテの活用を含む）、④入学前個別学修指導を神戸大学法科大学院との連携に基づき再検討し、入学後の課題との連携を踏まえて内容を厳選して実施され、⑤とりわけ複数科目が配当される民法を中心に、1年次の各授業の連携及び担当教員の連携を強化し、授業内容や評価基準の統一が図られた。

【特記事項】

KPIを用いた自己点検・評価

司法試験合格率などをKPIとした教育成果の分析・検討を改善し、とりわけ未修者教育の質を改善・向上するため、「広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻における内部質保証に関する細則」、「広島大学大学院人間社会科学研究科実務法学専攻評価委員会細則」及び「令和4年度部局組織評価について」において内部質保証と評価項目を具体的に定めた（司法試験合格率、共通到達度確認試験の成績、標準修業年限修了率、原級留置率、退学率、入学者選抜試験における社会人・他学部出身者の割合・競争倍率、及び加算プログラムの評価結果）。評価項目に基づき、具体的かつ客観的な指標により教育の実施状況等が継続的に自己点検・評価される。

[分析項目6-6-3] 学習の達成度や満足度における学生からの意見聴取の結果、学習成果が上がっていること

【自己評価】④適合する

①学生の授業アンケートの結果から、満足度は概ね良好である。令和4年の授業改善アンケート結果によれば、授業の満足度に対する評価の平均は4.1となっている（授業に満足したかという問いにして、5つの選択肢（「5」強くそう思う、「4」そう思う、「3」どちらでもない、「2」そう思わない、「1」全くそう思わない）からの選択による。）。

【特記事項】

共通到達度確認試験の結果を分析・検討し、未修者教育を改善するため、反転授業等ICTを活用した教育方法を導入する等の工夫を実施する。

【分析項目 6-6-4】 修了生や進路先における関係者からの意見聴取の結果、学習成果が認められること

【自己評価】 ④適合する

令和4年度「大学院課程教育修了時アンケート」によれば「将来の法曹としての活動に有用な専門知識を得ることができた。」という項目に対し、100%が「あてはまる」又は「ややあてはまる」と回答した。

【分析項目 6-6-5】 研究に対する取組みや研究成果の発表について、学生の成長を促す仕組みと評価基準が設けられており、効果（論理的思考、国際性、発表力など）における成長が認められること

【自己評価】 ③やや適合する

法曹養成を主たる目的とする本法科大学院の学生は、本法科大学院の性格上、学術研究に取り組むことは原則として想定されてこなかった（ただ、法科大学院修了後に、研究者に進む可能性もあることを考慮するなら、今後は研究能力の養成という視点も、必要になってくることも考えられる。）。

7. 教育の国際性に関する基準【領域7】

《基準7-1》 キャンパスの国際化及びグローバル人材育成の取組が、体系的に行われていること

【分析項目 7-1-1】 学部、学科、プログラム等において、適切な体制により留学生の受入が行われていること

【自己評価】 ③やや適合する

本プログラムは法曹養成を目的としており、また、外国人が日本で法科大学院を修了し司法試験に合格しても、出身国でそれを活かせる機会は極めて限られているという現状もあり、留学生の受入れは念頭に置いていない。もっとも、外国人留学生であっても、本プログラムへの入学を志願することは可能であり、入学した場合には、さまざまな支援を予定している。

【特記事項】

法科大学院を含む東千田キャンパスの事務を担当している東千田地区支援室には国際担当の職員を配置しているなど、留学生の受け入れに対応する適切な体制はとれている。

【分析項目 7-1-2】 学生への留学プログラム等の周知及び履修指導の支援、経済支援、その他のグローバル人材育成に関わる支援・取組が適切に行われていること

【自己評価】 ③やや適合する

本プログラムの学生は、未修者コースの学生であれば、3年間、既修者コースの学生であれば2年間という短い期間に集中して勉強し、修了後に受験する司法試験に合格することを第一の目的としていることから、海外留学への関心は他プログラムに比べて、低くなる傾向にある。そして、海外留学を希望する場合も、在学中ではなく、司法試験合格後に留学して海外の弁護士資格の取得をめざすのが、現時点での一般的な傾向である。

そのため、現在の状況では、学生が留学することは原則として想定されていないが、今後検討の余地はあると思われる（なお、海外法科大学院等への留学の機会は、教育連携関係にある神戸大学法科大学院か

らアジアへの留学に本学学生を加えることができることを確認している)。

【特記事項】

留学生の受入れや送出しとは直接関係はないが、本プログラムでも、キャンパスの国際化を意識した授業を実施している。具体的にはまず、「アジア法1」及び「アジア法2」の開講が挙げられる(前述6-3-2参照)。これは、東アジアの法制度とその運用を具体的事例に即して理解させる講義であり、法運用の側面から東アジアと日本との国際交流に主体的に関与し、新たな国際交流の職域において活躍できる実務法曹の養成を目的とするものである。また、本プログラムの教員による、英語による教養教育科目「日本法入門」を開講している。

その他、海外での法整備支援を行っている「日本法教育研究センター・コンソーシアム(事務局:名古屋大学)」に加入しており、当該コンソーシアムで企画されている海外派遣に関連するプログラムについて学生に周知している。

8. リカレント教育の推進に関する基準(領域8)

《基準8-1》リカレント教育を推進するための工夫、社会人向けプログラム、初等中等教育との連携や生涯学習の取組が体系的に行われていること

[分析項目8-1-1] リカレント教育の推進に寄与するプログラム(短期プログラムや履修証明プログラム等)が公開されていること

【自己評価】(省略: 本法科大学院独自にリカレント教育への独自の取組は行っていない。)

[分析項目8-1-2] 社会のニーズを踏まえたプログラムが整備され、適切な指導体制を構築していること

【自己評価】(省略: 本法科大学院独自にリカレント教育への独自の取組は行っていない。)

Ⅲ 自己点検・評価の分析

1. 自己点検・評価の一覧

自己点検・評価単位	分析 項目 1-1-1	分析 項目 2-1-1	分析 項目 2-1-2	分析 項目 2-2-1	分析 項目 2-2-2	分析 項目 3-1-1	分析 項目 4-1-1	分析 項目 4-2-1	分析 項目 4-2-2	分析 項目 5-1-1	分析 項目 5-1-2	分析 項目 5-2-1
実務法学プログラム	⑤	④	⑤	⑤	④	④	④	④	④	⑤	⑤	④

自己点検・評価単位	分析 項目 6-1-1	分析 項目 6-1-2	分析 項目 6-2-1	分析 項目 6-3-1	分析 項目 6-3-2	分析 項目 6-3-3	分析 項目 6-4-1	分析 項目 6-4-2	分析 項目 6-4-3	分析 項目 6-5-1	分析 項目 6-6-1	分析 項目 6-6-2
実務法学プログラム	⑤	—	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	④

自己点検・評価単位	分析 項目 6-6-3	分析 項目 6-6-4	分析 項目 6-6-5	分析 項目 7-1-1	分析 項目 7-1-2	分析 項目 8-1-1	分析 項目 8-1-2
実務法学プログラム	④	④	③	③	③	—	—

(⑤十分に適合する ④適合する ③やや適合する ②余り適合しない ①適合しない ー本法科大学院非該当)

2. 評価結果に対する総評

本学の自己点検に関する 31 個の評価項目（分析項目）中、本法科大学院に該当しない 3 個を除き、「⑤十分に適合する」の評価がついたものが 15 個、「④適合する」が 10 個、「③やや適合する」が 3 個であり、これを数値に換算した平均は 4.4 となり、数値の上では、本法科大学院の活動は十分評価に値するといえることができると思われる。

そうした中であって、本法科大学院が今後重点的に取り組むべき課題として、「基準 6-6 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること」における諸項目に関わる事項を挙げておきたい。この項目は「出口」に関わる問題であり、司法試験の合格という当面の目的に関して、安定した結果を残せていない現実を踏まえたものである。こうした課題にどのように取り組むべきかについては、個別の項目の「改善が必要な点」及び「改善計画」に示しておいたが、いずれにせよ、対症療法的な解決策ではなく、根本的な対策として、本法科大学院の特性を生かしつつ、教育内容をいっそう充実させていくということが必要である。

なお、令和 2 年度に、評価が「③」であり、この総評にも重点的に取り組むべき課題として取り上げた「分析項目 5-2-1 入学者数が入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていないこと」について、令和 3 年度の入学者選抜の状況では引き続き「③」の評価であったが、入学者を増やすための取組の結果、当該項目の「改善状況」にも記載しているとおり、令和 4 年度入学者については定員充足率 100%を達成することができた。

3. 自己点検・評価を踏まえた対応措置及び実施計画

(1) 令和4年度の主な対応措置

多くの評価基準に関連する事項ではあるが、令和4年度においては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの3つのポリシーを、より分かりやすいものとする方向で検討を進めた。

また、評価基準2-1（内部質保証が機能していること）について、令和4年度中に次のとおり改善の措置を行った。

- ・教育本部教育質保証委員会が数値的エビデンスとして有効と考え、全学の教育プログラムに作成・提供する「共通データ」に、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において使用している評価指標も用いて、自己点検・評価を実施した。
- ・FD 及び教員会での検証の結果を受けて、3年次カリキュラムを一部改正する等の改善・向上の取り組みを実施し、専門的能力を積み上げ方式によって涵養する科目を整備した。

(2) 令和5年度の対応措置の実実施計画

令和5年度には、上記3つのポリシーの改訂の効果確認に加え、共通データに基づく各教育プログラムでの自己点検・評価のプロセスと結果を比較・検証することで、より効率的な自己点検・評価方法の模索と、自己点検・評価結果のさらなる活用の検討を行うことが求められる。

とりわけ、授業の内容及び方法をさらに改善し、論述能力等の応用能力を段階的かつ体系的に修得させることにより、司法試験合格率及び標準修了年限修了率を改善することが望まれる。